「永遠のアイドル・麗子にあいたい！　教科書で見る巨匠たち
～ウッドワン美術館名品展～」
広報委託業務に関する仕様書

1　適用範囲

（1）本仕様書は、「「永遠のアイドル・麗子にあいたい！　教科書で見る巨匠たち～ウッドワン美術館名品展～」広報委託業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

（2）本仕様書に明記していない事項または疑義を生じた場合および仕様書に変更を要する場合は、福井県立美術館（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）の協議によって定めるものとする。

2　業務内容

本業務における業務の内容は次のとおりとする。なお、これら以外で必要と認められる業務については、甲乙協議のうえ決定する。

（1）マスメディア等での広報

受注者の得意分野を活かし展覧会の魅力をマスメディア等で広報すること。

・広報期間：令和３年４月１日（木）～５月３０日（日）までの期間

・提供できる素材：作品画像データ、作品解説

（2）SNS での情報発信

展覧会の魅力をフェイスブック、Twitter、Instagram など SNS で、毎日情報発信をすること。

（3）YouTube での動画作成、配信

・美術館職員が解説する展示内容、もしくは独自に内容を撮影、編集

・本数　２本以上

１本目　一般向け「全体紹介」５月上旬

２本目　子ども向け「見どころ紹介」５月上旬

3　履行期間

契約締結日～令和３年５月３０日（日）

〔全体の流れ〕

３月下旬	業務の打ち合わせ
４月上旬	委託契約締結、マスメディアや SNS による広報活動の開始
４月２３日（金）	展覧会初日
５月１日（土）～	YouTube　アップ
５月３０日（日）	展覧会終了、広報終了

4　業務報告書の提出

・本業務が完了したときは、乙は甲に下記のものを成果品として提出する。

① 業務報告書（Ａ４版、ファイル綴じ）　２式

②上記の電子データ　１式

※成果品はすべて、福井県立美術館に帰属すること。

※電子データはＨＰ等での広報や会議資料として、福井県立美術館が修正や公開を行う。

5　その他

・本業務の実施にあたっては、緊密な連携をとるため、乙は甲と定期的に協議を行うこと。

・本業務の履行のために所有する資料は乙に貸与するが、本業務完了後、速やかに甲に返還すること。

・乙は本業務で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。